

## 県立特別支援学校小中学部における令和2年度（2020年度） 使用教科用図書の採択について

このことについて、別紙のとおりとする。

### （提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、8月31日までに特別支援学校小中学部の教科書を採択しなければならないため。

参考：関係法令条項等

#### ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

#### ・教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（12）県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

#### ・県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

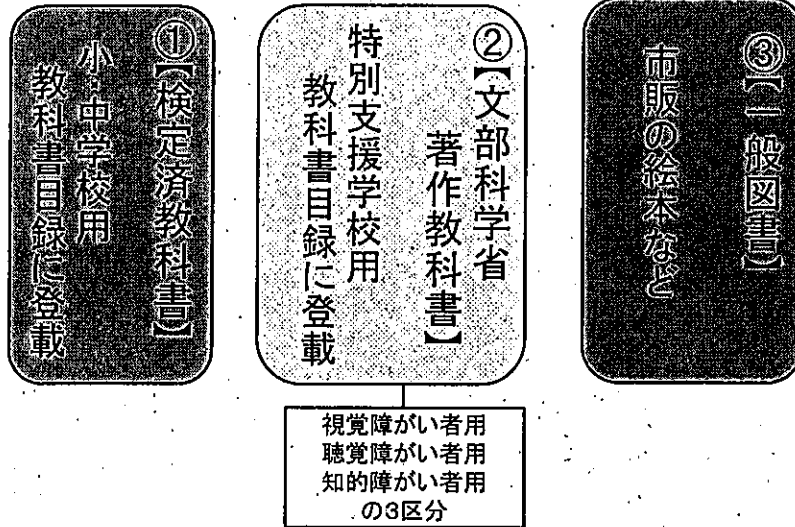
##### 3 教科用図書採択の方法

##### （3）教科用図書の採択

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。

別紙資料1

特別支援学校で使用する教科用図書



1

教科書採択までの流れ

- ・県立学校における教科用図書採択の基本方針
- ・県立特別支援学校の小学部・中学部における令和2年度(2020年度)使用教科用図書の選定基準等
- ・県立特別支援学校の小学部・中学部における学校教育法附則第9条の規定による令和2年度(2020年度)使用教科用図書の選定上の留意事項

①各校は、校内教科書選定委員会で選定について審議(5月中旬まで)

選定結果を特別支援教育課に報告

②報告内容を特別支援教育課で点検・整理

③教育庁内の教科書採択委員会で審議(7月17日開催)

④教育委員会で採択(本日)

2